

環境影響評価準備書の概要

(重慶最終処分場拡張事業)

目次

1. 環境影響評価項目 (P2)
2. 環境影響評価の結果 (P3～P65)
3. 事後調査 (P67)

1. 環境影響評価項目(※準備書115頁)

環境要素の区分		環境影響要因の区分	工事の実施	土地または工作物の存在及び供用		
			最終処分場の設置の工事	最終処分場の存在	廃棄物の埋立て	廃棄物の搬入車両の走行
大気質	二酸化窒素		◎		○	○
	浮遊粒子状物質		◎		◎	◎
	粉じん等		○		○	○
騒音	騒音		○		○	○
振動	振動		○		○	○
悪臭	悪臭				○	
水質	水の濁り		○		○	
	水の汚れ			○	○	
地形及び地質	重要な地形及び地質			○		
動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○	○	
植物	重要な種及び群落		○	○	○	
生態系	地域を特徴づける生態系		○	○	○	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観			○		
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場		○	○	○	
文化遺産	文化財及び埋蔵文化財包蔵地			○		
廃棄物等(※)	建設工事に伴う副産物		○			

◎：技術指針の標準項目として示されていないが、選定する項目

○：技術指針の標準項目として示されており、選定する項目

※当該施設において処理又は処分する廃棄物を除く

2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 ① 現況調査結果(※準備書142～144頁)

項目		春季	夏季	秋季	冬季	平均値 (最高値)	環境基準 (指針値)	
二酸化窒素 (ppm)	期間平均値	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	—	
	日平均値の最高値	0.006	0.005	0.006	0.009	(0.009)	0.04～0.06 又はそれ以下	
	1時間値の最高値	0.023	0.016	0.013	0.021	(0.023)	—	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	期間平均値	0.029	0.020	0.018	0.025	0.023	—	
	日平均値の最高値	0.053	0.032	0.027	0.048	(0.053)	0.10	
	1時間値の最高値	0.080	0.058	0.061	0.104	(0.104)	0.20	
降下ばいじん (t/km ² /月)	降下ばいじん量	0.39	1.76	1.56	1.12	(1.76)	(20)	
気象	最多風向		N	SSW	S	NNE	SSW	—
	風速 (m/s)	期間平均値	1.5	1.7	1.9	1.6	1.7	—
		期間最高値	3.9	4.5	5.9	4.2	5.9	—

【大気質調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 建設機械の稼動による影響

② 予測結果 (※準備書154、162頁)

【二酸化窒素】

予測地点		年平均値(ppm)			日平均値の 年間98値 (ppm)
		現況濃度 ①	寄与濃度 ②	予測濃度 ①+②	
北側住宅	No.1	0.005	0.0017	0.0067	0.017
東側住宅	No.2	0.005	0.0078	0.0128	0.025
西側保全対象	No.3	0.005	0.0059	0.0109	0.022

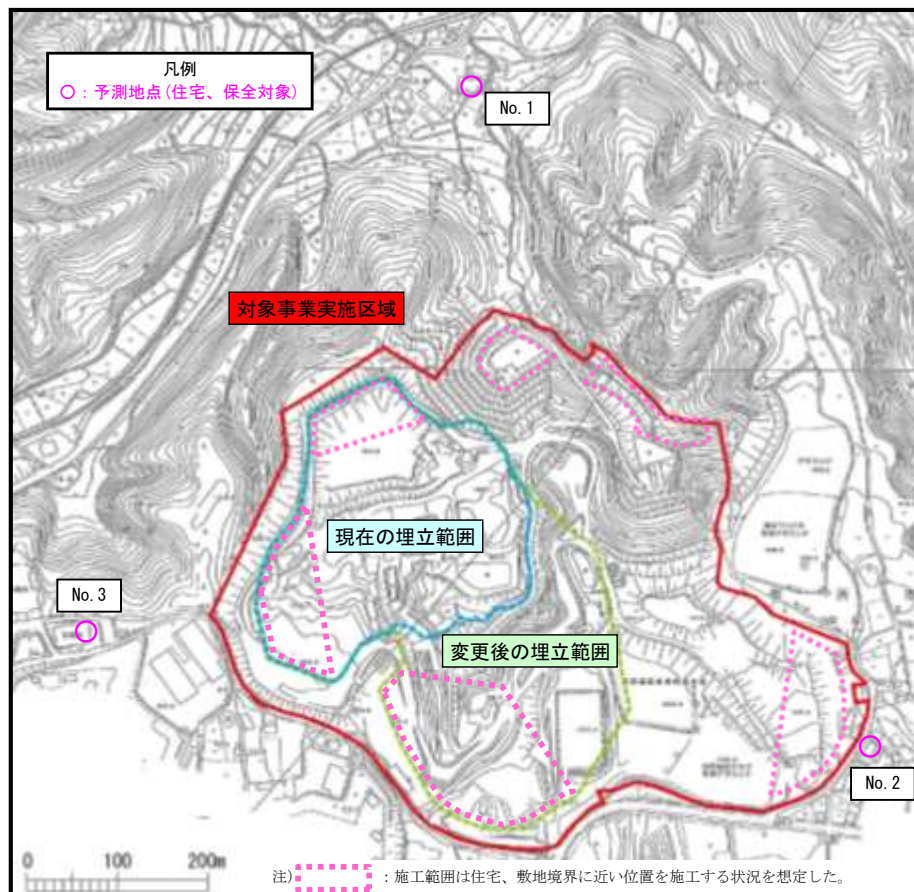
【浮遊粒子状物質】

予測地点		年平均値(mg/m ³)			日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)
		現況濃度 ①	寄与濃度 ②	予測濃度 ①+②	
北側住宅	No.1	0.023	0.00016	0.02316	0.056
東側住宅	No.2	0.023	0.00093	0.02393	0.057
西側保全対象	No.3	0.023	0.00063	0.02363	0.057

【粉じん(降下ばいじん量)】

予測地点	季節	降下ばいじん量(t/km ² /月)		
		現況値 ①	寄与値 ②	予測値 ①+②
北側住宅(No.1)	春季	0.39	0.18	0.57
	夏季	1.76	0.22	1.98
	秋季	1.56	0.11	1.67
	冬季	1.12	0.15	1.27
東側住宅(No.2)	春季	0.39	0.64	1.03
	夏季	1.76	0.86	2.62
	秋季	1.56	0.27	1.83
	冬季	1.12	0.77	1.89
西側保全対象 (No.3)	春季	0.39	0.22	0.61
	夏季	1.76	0.27	2.03
	秋季	1.56	0.52	2.08
	冬季	1.12	0.26	1.38

【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 建設機械の稼動による影響

③環境保全措置 (※準備書 157、163頁)

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
排出ガス対策型機械の導入	・建設機械は、大気汚染物質排出量が少ない排出ガス対策型機械の採用に努める。	・排出ガスの低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
作業方法の配慮	・建設機械のアイドルストップを励行するとともに、十分な点検、整備を行い、性能の維持に努める。	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量の低減が見込まれる。	・騒音、振動への影響の低減も見込まれる。
機械の運行管理	・工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼動することのないように努める。	・二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の最大排出量(ピーク)の低減が見込まれる。	

【粉じん】

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
散水	・造成工事区域及び埋め立て区域等に適宜散水を行う。	・粉じんの飛散量が低減される。	・他の環境への影響はない。
強風時の作業中断	・強風時に粉じんの飛散が著しく、住宅等に影響が考えられる場合は作業を中断する。		
遮音壁の設置	・住宅に近接する東側敷地境界に遮音壁(H=3m)を設置する。	・騒音対策として設置するが、東側住宅に対しては粉じんの飛散も抑制される。	・騒音対策として設置する。遮音壁の位置は保全対策の西側であるため日照障害の影響は小さい。
機械の運行管理	・工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼動することのないよう努める。	・粉じん等の最大発生量(ピーク)の低減が見込まれる。	・騒音、振動への影響の低減も見込まれる。

2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 建設機械の稼動による影響

④ 評価 (※準備書 158、164頁)

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

予測項目	予測結果 (日平均値)	基準又は目標	基準又は目標との整合
二酸化窒素(NO ₂)	0.017~0.025ppm	日平均値0.04~0.06ppm以下 (環境基準)	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.056~0.057mg/m ³	日平均値0.10mg/m ³ 以下 (環境基準)	○

【粉じん】

予測地点	季節	予測結果 (t/km ² /月)	基準又は目標 (t/km ² /月)	基準又は目標との整合
北側住宅(No.1)	春季	0.57	10 (道路環境影響評価の 技術手法参考値)	○
	夏季	1.98		○
	秋季	1.67		○
	冬季	1.27		○
東側住宅(No.2)	春季	1.03		○
	夏季	2.62		○
	秋季	1.83		○
	冬季	1.89		○
西側保全対象 (No.3)	春季	0.61		○
	夏季	2.03		○
	秋季	2.08		○
	冬季	1.38		○

2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 車両の走行による影響

③環境保全措置（※準備書172、174頁）

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
低公害車の導入	・廃棄物運搬車両の更新にあたっては、排出ガスの発生が少ない低公害車の導入を促進する。	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量の低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
作業方法の配慮	・工事関係車両及び廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の排出量の低減が見込まれる。	・騒音、振動への影響の低減も見込まれる。
	・工事関係車両及び廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。		
車両の運行管理	・工事関係車両及び廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。	・二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の最大排出量(ピーク)の低減が見込まれる。	
	・車両が集中することがないように、適切に運行管理を行う。		

【粉じん】

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
公道における粉じん飛散防止	・工事関係車両及び廃棄物運搬車両は、施設からの退出の際にタイヤ及び車体下回りの洗浄を行う。	・敷地外への土砂の持ち出し、飛散が抑制され、粉じん発生量の低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
	・天蓋の無い車両は荷台にシートを掛ける。		
車両の運行管理	・工事関係車両及び廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。	・粉じん等の最大発生量(ピーク)の低減が見込まれる。	・騒音、振動への影響の低減も見込まれる。
	・車両が集中することがないように、適切に運行管理を行う。		

2. 環境影響評価の結果

(1) 大気質 車両の走行による影響

④評価 (※準備書173、174頁)

【二酸化窒素、浮遊粒子状物質】

予測項目	予測結果		基準又は目標	基準又は目標との整合
	年平均値	日平均値		
二酸化窒素(NO ₂)	0.0743ppm	0.018ppm	日平均値0.04～0.06ppm以下 (環境基準)	○
浮遊粒子状物質(SPM)	0.02334mg/m ³	0.056mg/m ³	日平均値0.10mg/m ³ 以下 (環境基準)	○

【粉じん】

- ◇工事関連車両及び廃棄物運搬車両による影響については、環境保全措置を講じることにより、粉じん発生量の低減を図る。
- ◇このため、工事関連車両及び廃棄物運搬車両の走行による粉じん等の影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

2. 環境影響評価の結果

(2) 騒音 ① 現況調査結果(※準備書178、182頁)

【道路交通騒音】

単位:dB

調査日	調査地点	時間区分	調査結果 (L_{Aeq})	環境基準 (L_{Aeq})	要請限度 (L_{Aeq})
平日	No.1 搬入道路	昼間	66	65	75
		夜間	60	60	70
土曜日	No.1 搬入道路	昼間	64	65	75
		夜間	59	60	70

【環境騒音】

単位:dB

調査日	調査地点		時間区分	調査結果	環境基準参考値	
				(L_{Aeq})	(L_{Aeq})	
平日	No.2	重阪集落	昼間	51	(55)	
			夜間	48	(45)	
	No.3	北側敷地境界	昼間	45	(55)	
			夜間	44	(45)	
	No.4	大野新田集落	昼間	47	(55)	
			夜間	41	(45)	
	No.5	西側敷地境界	昼間	46	(55)	
			夜間	42	(45)	
	No.6	南側敷地境界	昼間	53	(55)	
			夜間	46	(45)	
	土曜日	No.2	重阪集落	昼間	46	(55)
				夜間	44	(45)
No.3		北側敷地境界	昼間	41	(55)	
			夜間	35	(45)	
No.4		大野新田集落	昼間	47	(55)	
			夜間	40	(45)	
No.5		西側敷地境界	昼間	49	(55)	
			夜間	43	(45)	
No.6		南側敷地境界	昼間	53	(55)	
			夜間	45	(45)	

【道路交通騒音の調査地点】



【環境騒音の調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(2) 騒音 建設機械の稼動による影響

② 予測結果 (※準備書187頁)

【敷地境界】

単位:dB

予測地点		最も近くの建設機械からの距離	予測結果 (L_{A5})	規制基準
北側敷地境界	No.1L	41m	72.3	85
東側敷地境界	No.2L	26m	79.6	
西側敷地境界	No.3L	55m	73.0	

注) 規制基準: 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

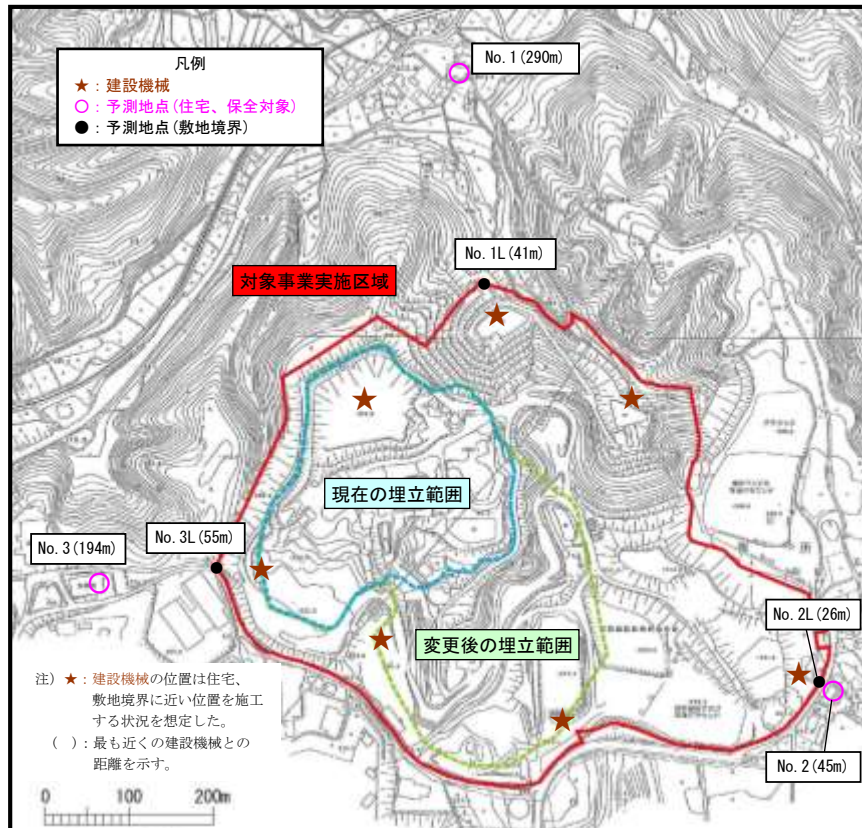
【住宅等】

単位:dB

予測地点		最も近くの建設機械からの距離	予測結果 (L_{Aeq})	環境基準
北側住宅	No.1	290m	44.6	55
東側住宅	No.2	45m	62.4	
西側保全対象	No.3	194m	50.0	

注 環境基準: 対象事業実施区域周辺には類型指定はないが、B地域(住居系地域)をあてはめた。

【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

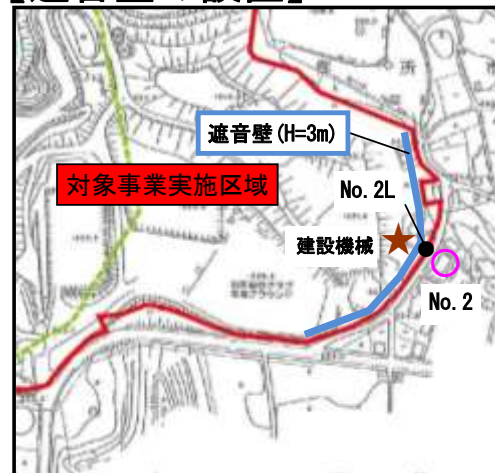
(2) 騒音 建設機械の稼働による影響

③環境保全措置 (※準備書188～189頁)

【環境保全措置】

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
遮音壁の設置	・東側敷地境界に遮音壁(H=3m)を設置する。	・音の回折により伝搬する騒音レベルの低減が見込まれる	・遮音壁の位置は保全対象の西側であるため日照阻害の影響は小さい。
低騒音型機械の導入	・建設機械は、低騒音型建設機械の採用に努める。	・発生騒音レベルの低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
作業方法の配慮	・建設機械のアイドルングストップを励行するとともに、十分な点検、整備を行い、性能の維持に努める。 ・建設機械の稼働時間は昼間に8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。	・発生騒音レベルの低減が見込まれる。	・大気質、振動への影響の低減も見込まれる。
機械の運行管理	・工事工程の管理を行い、建設機械が過密に移動することのないよう努める。	・発生騒音レベルの低減が見込まれる。	

【遮音壁の設置】



- ★ : 建設機械
- : 予測地点(住宅、保全対象)
- : 予測地点(敷地境界)

【対策後の予測結果(敷地境界)】

単位:dB

予測地点		予測結果(L _{A5})	規制基準
東側敷地境界	No.2L	66.5	85

注) 規制基準: 騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

【対策後の予測結果(住宅等)】

単位:dB

予測地点		予測結果(L _{Aeq})	環境基準
東側住宅	No.2	53.9	55

注) 環境基準: 類型指定はないが、B地域(住居系地域)をあてはめた。

2. 環境影響評価の結果

(2) 騒音 建設機械の稼動による影響

④ 評価 (※準備書189頁)

【敷地境界】

単位:dB

予測地点		予測結果(L _{A5})	基準または目標	基準又は目標との整合
北側敷地境界	No.1L	72.3	85 (特定建設作業規制基準)	○
東側敷地境界	No.2L	79.6		○
		66.5 (対策後)		○
西側敷地境界	No.3L	73.0		○

注) 対策後: 東側敷地境界にH=3mの遮音壁を設置

【住宅等】

単位:dB

予測地点		予測結果(L _{Aeq})	基準または目標	基準又は目標との整合
北側住宅	No.1	44.6	55 (環境基準)	○
東側住宅	No.2	62.4		×
		53.9 (対策後)		○
西側保全対象	No.3	50.0		○

注) 対策後: 東側敷地境界にH=3mの遮音壁を設置

2. 環境影響評価の結果

(2) 騒音 車両の走行による影響

② 予測結果 (※準備書 195頁)

【道路交通騒音】

単位:dB

予測項目	騒音レベル増加量の計算			現地調査結果	予測結果
	現況交通量	将来交通量	増加量		
	(A)	(B)	(C=B-A)		
等価騒音レベル	64.5	65	0.5	66	66.5

【道路交通騒音の予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(2) 騒音 車両の走行による影響

③環境保全措置 (※準備書195頁)

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
低公害車の導入	・廃棄物運搬車両の更新にあたっては、発生騒音レベルが小さい低公害車の導入を促進する。	発生騒音レベルの低減が見込まれる。	他の環境への影響はない。
作業方法の配慮	・工事関連車両及び廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。 ・工事関連車両及び廃棄物運搬車両は、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。	発生騒音レベルの低減が見込まれる。	大気質、振動への影響の低減も見込まれる。
車両の運行管理	・工事関連車両及び廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。 ・車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。	ピーク時における騒音の低減が見込まれる。	

④評価 (※準備書196頁)

予測項目	騒音レベル増加量	現地調査結果	予測結果	基準又は目標	基準又は目標との整合
等価騒音レベル	0.5dB	66dB	66.5dB	現況を著しく悪化させないこと	○

2. 環境影響評価の結果

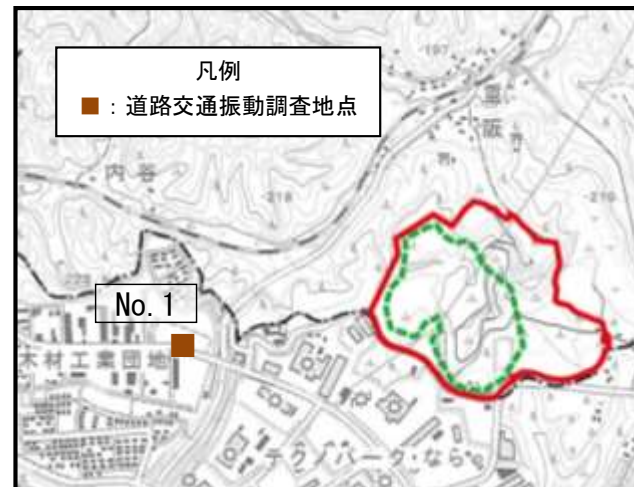
(3) 振動 ① 現況調査結果(※準備書199、200頁)

【道路交通振動】

単位:dB

調査日	調査地点	時間区分	調査結果(L ₁₀)	要請限度 (第二種区域) (L ₁₀)
平日	No.1 搬入道路	昼間	<25	75
		夜間	<25	70
土曜日	No.2 搬入道路	昼間	<25	75
		夜間	<25	70

【道路交通振動の調査地点】



【環境振動】

単位:dB

調査日	調査地点		調査結果(L ₁₀)	
			昼間	夜間
平日	No.2	重阪集落	<25	<25
	No.3	北側敷地境界	<25	<25
	No.4	大野新田集落	30	25
	No.5	西側敷地境界	<25	<25
	No.6	南側敷地境界	25	<25
	土曜日	No.2	重阪集落	<25
No.3		北側敷地境界	<25	<25
No.4		大野新田集落	25	25
No.5		西側敷地境界	<25	<25
No.6		南側敷地境界	25	<25

【環境振動の調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(3) 振動 建設機械の稼動による影響

② 予測結果 (※準備書205頁)

【敷地境界】

単位:dB

予測地点		最も近くの建設機械からの距離	予測結果	規制基準
北側敷地境界	No.1L	41m	50.1	75
東側敷地境界	No.2L	26m	62.9	
西側敷地境界	No.3L	55m	55.8	

注) 規制基準: 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

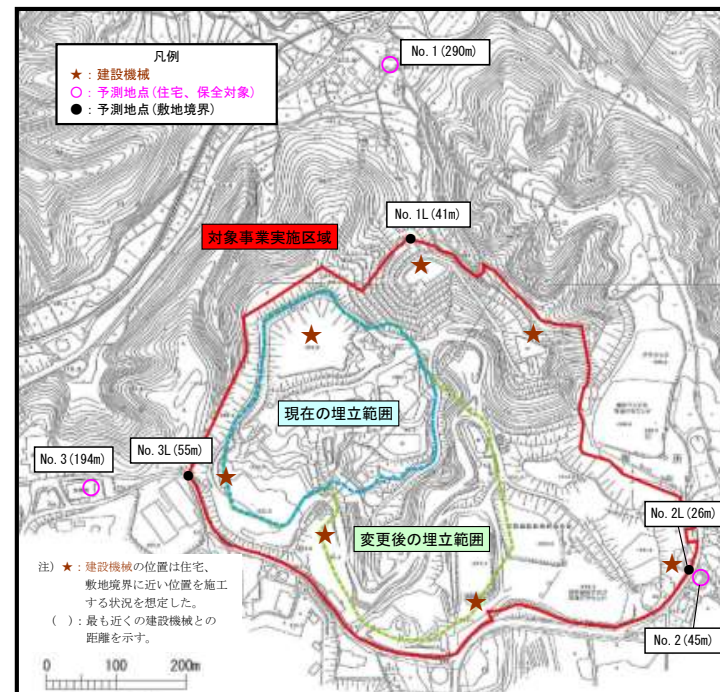
【住居等】

単位:dB

予測地点		最も近くの建設機械からの距離	予測結果	規制基準
北側住宅	No.1	290m	15.9	60
東側住宅	No.2	45m	57.6	
西側保全対象	No.3	194m	35.3	

注) 規制基準: 振動の環境基準はないため、振動規制法に基づく「特定工場等において発生する振動の規制基準」の第2種区域(住居系地域)の基準値をあてはめた。

【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(3) 振動 建設機械の稼働による影響

③環境保全措置（※準備書205頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
作業方法の配慮	<ul style="list-style-type: none">・建設機械のアイドリングストップを励行するとともに、十分な点検、整備を行い、性能の維持に努める。・建設機械の稼働時間帯は昼間の8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。	<ul style="list-style-type: none">・発生振動レベルの低減が見込まれる。	<ul style="list-style-type: none">・大気質、騒音への影響の低減も見込まれる。
機械の運行管理	<ul style="list-style-type: none">・工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することのないよう努める。	<ul style="list-style-type: none">・発生振動レベルの最大値（ピーク）の低減が見込まれる。	

2. 環境影響評価の結果

(3) 振動 建設機械の稼動による影響

④評価 (※準備書206頁)

【敷地境界】

単位:dB

予測地点		予測結果	基準または目標	基準又は目標との整合
北側敷地境界	No.1L	50.1	75 (特定建設作業規制基準)	○
東側敷地境界	No.2L	62.9		○
西側敷地境界	No.3L	55.8		○

【住宅等】

単位:dB

予測地点		予測結果	基準または目標	基準又は目標との整合
北側住宅	No.1	15.9	60 (特定工場規制基準)	○
東側住宅	No.2	57.6		○
西側保全対象	No.3	35.3		○

2. 環境影響評価の結果

(3) 振動 車両の走行による影響

② 予測結果 (※準備書208頁)

【道路交通振動】

単位:dB

予測項目	騒音レベル増加量の計算			現地調査結果	予測結果
	現況交通量	将来交通量	増加量		
	(A)	(B)	(C=B-A)		
振動レベル	37.4	38.3	0.9	<25	25.9

【道路交通騒振動予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(3) 振動 車両の走行による影響

③環境保全措置（※準備書209頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
作業方法の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両及び廃棄物運搬車両の運転者には、制限速度を遵守させ、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生振動レベルの低減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質、騒音への影響の低減も見込まれる。
車両の運行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両及び廃棄物運搬車両の主要走行ルートは、沿道に人家等の立地が少ない、対象事業実施区域南側の工業地域内を通行するルートとする。 ・車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時における振動の低減が見込まれる。 	

④評価（※準備書209頁）

予測項目	予測結果	基準又は目標	基準又は目標との整合
道路交通振動(L ₁₀)	25.9dB	70dB以下 (要請限度)	○

審査部会における意見概要、事業者の見解(大気質・騒音・振動)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>大気質や粉じんの対策として、強の作業中断という項目があるが、実作業を中断する強風の基準というの現時点でどうされているのか。予測速何メートル以上の時には作業を中ずるといようなことがあるのか説だきたい。</p>	<p>工事では、クレーン作業等において10分間平均風速が毎秒10m以上の風であれば、作業を中止するなどの基準があります。しかし、による中断に関しては明確な基準がありませんので、実際の工事では風向きや強さの様子をて判断することになります。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したのであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>東側の住宅のところに環境保全のための遮音壁を設けると記載しているこれはどういう遮音壁なのか。 また、事業が終わったら撤去されか、説明いただきたい。</p>	<p>事業当初の施設造成工事期間中は、掘削や残土仮置き作業が続きますので遮音・防塵を的とした高さ3mの万能板(鋼板塀)を設置し造成工事が完了して廃棄物埋立てが始まる段階では、地元の要望に対応するため万能板は撤去し、現状のネットフェンスで復旧する予ず。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したのであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>遮音壁の説明について、文章だけは一般の人には分かりにくいので、使って説明する等、より詳しく評価補足していただきたい。</p>	<p>準備書p188の図7-2-5について、遮音壁のさ、設置延長、正面図及び側面図を評価書で追記します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書正するとしており部会意見(案)とはしない。</p>

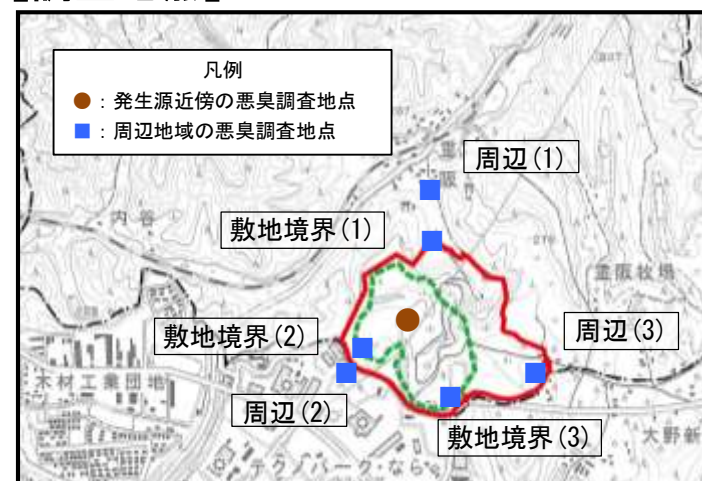
2. 環境影響評価の結果

(4) 悪臭 ① 現況調査結果(※準備書213～216頁)

	項目	調査地点					
		敷地境界(1)	敷地境界(2)	敷地境界(3)	周辺(1)	周辺(2)	周辺(3)
		北側敷地境界	西側敷地境界	南側敷地境界	重阪集落	南西側工業団地	大野新田集落
春	臭気指数	<10	<10	<10	<10	<10	<10
夏		<10	<10	<10	<10	<10	<10
秋		<10	<10	<10	<10	<10	<10
冬		<10	<10	<10	<10	<10	<10

※特定悪臭物質(22物質)はすべて規制基準以下

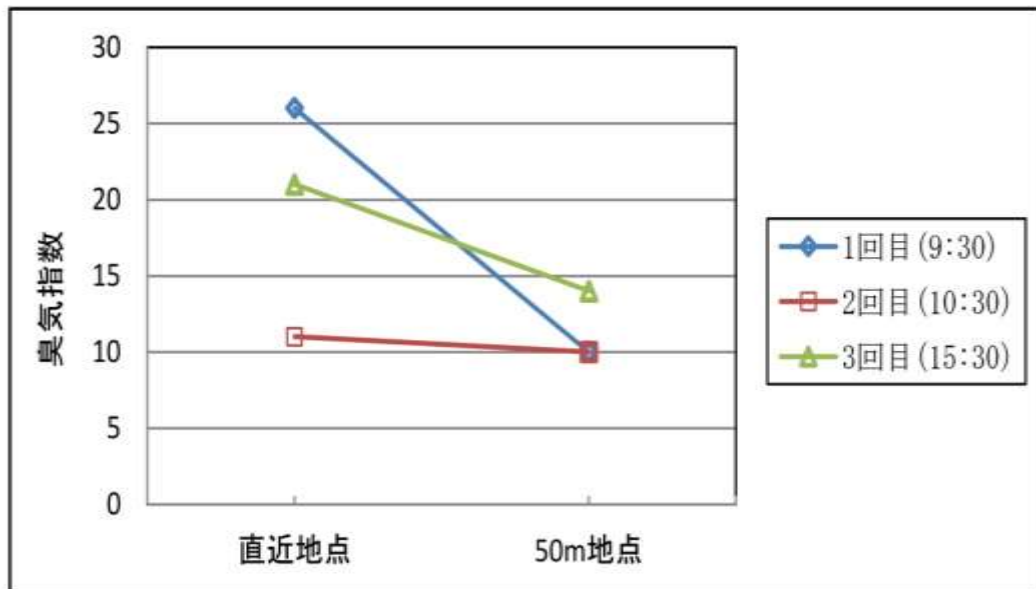
【調査地点】



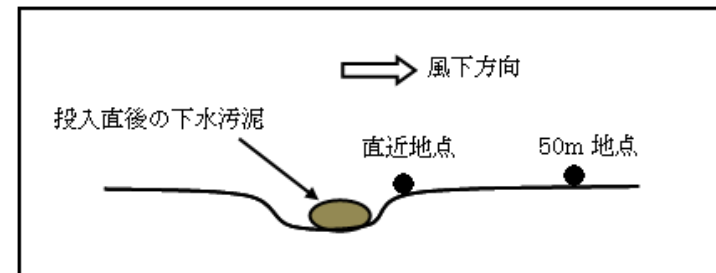
2. 環境影響評価の結果

(4) 悪臭 ①現況調査結果(※準備書217頁)

【汚泥投入時(臭気指数)】



【調査地点】



調査時間	項目	調査地点(風下方向)	
		直近地点	50m地点
1回目	臭気指数	26	<10
2回目		11	<10
3回目		21	14

②予測結果 (※準備書218頁)

- ◇予測結果は特定悪臭物質(22物質)の規制基準を満足し、臭気指数(臭気濃度)は10未満。
- ◇下水汚泥を投入した直後の風下側の臭気指数は、距離によって減衰する傾向が認められる。
- ◇下水汚泥の投入時においても周辺集落における臭気指数(臭気濃度)は10未満になると予測される。

2. 環境影響評価の結果

(4) 悪臭 廃棄物の埋立てによる影響

③環境保全措置（※準備書219頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
ガス抜き管の敷設	・ガス抜き管を兼用する浸出水集排水管を敷設することで地中を好気環境に保ち、悪臭の発生を抑制する。	・悪臭の発生を抑制する効果が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
覆土の実施	・廃棄物の埋立処分の進捗に併せて覆土を行い、悪臭の発生を低減する。 ・悪臭が発生しやすい夏場に下水汚泥を搬入する際は、風向等の気象状況に留意し、周辺地域に悪臭が拡散すると想定される場合は、即日覆土を行う。	・悪臭発生量の低減が見込まれる。	

④評価（※準備書219頁）

◇特定悪臭物質(22物質)及び臭気指数(臭気濃度)は現地調査結果と同程度になり、規制基準を満足すると考えられることから、基準又は目標との整合が図られているものと評価する。

悪臭に関する部会意見	事業者
埋立地近傍での悪臭について、埋立地に汚泥を投入した直後に発生する悪臭の調査を実施しているが、汚泥とその他の廃棄物を攪拌する際に発生する悪臭についても、夏場の悪臭が発生しやすい条件下において、直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。	部会審議の内容を踏まえ、調査を実施した上で、評価書に記載する。

審査部会における意見概要、事業者の見解(悪臭)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>直接的な調査もされており、今回の環境保全措置と評価で特に問題ないと思われる。ただし、悪臭は突発的に出てきてもう可能性もあるので、臨機応変に対応していただきたい。</p>	<p>悪臭が発生しやすい夏季は風向の気象状況に留意し、悪臭の影響考えられる場合は、即日覆土を行います。また、突発的な悪臭が頻繁生じるような場合は、作業の一時や防臭剤散布を行うなど状況に応じて臨機応変に対応します。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が答したものであり、部会意見はしない。</p>
<p>現場を見せていただいたと、汚泥を他の廃棄物と攪拌されていたが、投入直後よりも拌しているときの臭いのほうが大きいのではないかと。投入直後は測定をされているが、攪拌も確認していただきたい。</p>	<p>下水汚泥を投入後、攪拌している悪臭を確認するための調査を実施します。調査内容は、準備書p211記載の調査と同様に、夏場の悪臭発生しやすい条件において、直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施します。</p>	<p>埋立地近傍での悪臭について、立地に汚泥を投入した直後に発生する悪臭の調査を実施しているが、泥とその他の廃棄物を攪拌する際発生する悪臭についても、夏場の臭が発生しやすい条件下において直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施し、その結果を評価に記載すること。</p>

2. 環境影響評価の結果 (5) 水質 河川の水質

① 現況調査結果(※準備書225～236頁)

【補足調査結果(H27.10.14)】

項目	単位	曾我川 No.1	曾我川 No.2	曾我川 No.3	放流 河川	環境 基準 (C類型)	排水 基準
水温	℃	18.0	18.4	18.1	19.4	-	-
流量	m ³ /s	0.018	0.026	0.032	0.007	-	-
pH	-	8.2	7.5	7.4	7.2	6.5以上 8.5以下	5.8以上 8.6以下
BOD	mg/L	0.6	4.8	2.7	6.3	5mg/L 以下	60以下
SS	mg/L	2	6	5	4	50以下	60以下
DO	mg/L	9.2	7.7	7.5	7.7	5以上	-
大腸菌 群数	MPN/ 100m L	7900	33000	7000	24000	-	-
COD	mg/L	2.7	3.4	3.4	5.7	-	-
全窒素	mg/L	0.56	3.1	2.9	9.7	-	120以下
全リン	mg/L	0.073	0.075	0.085	0.14	-	16以下
全亜鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.03以 下	2以下

【調査地点】



※健康項目、ダイオキシン類はすべて環境基準以下

2. 環境影響評価の結果

(5) 水質 放流水 周縁の地下水

① 現況調査結果(※準備書237～250頁)

【放流水及び地下水】

調査	調査結果
水処理施設の放流水	すべての調査項目において排水基準を満足 (排水基準が定められている44項目)
周縁の地下水	すべての調査項目において環境基準を満足 (環境基準が定められている29項目)

【調査地点】

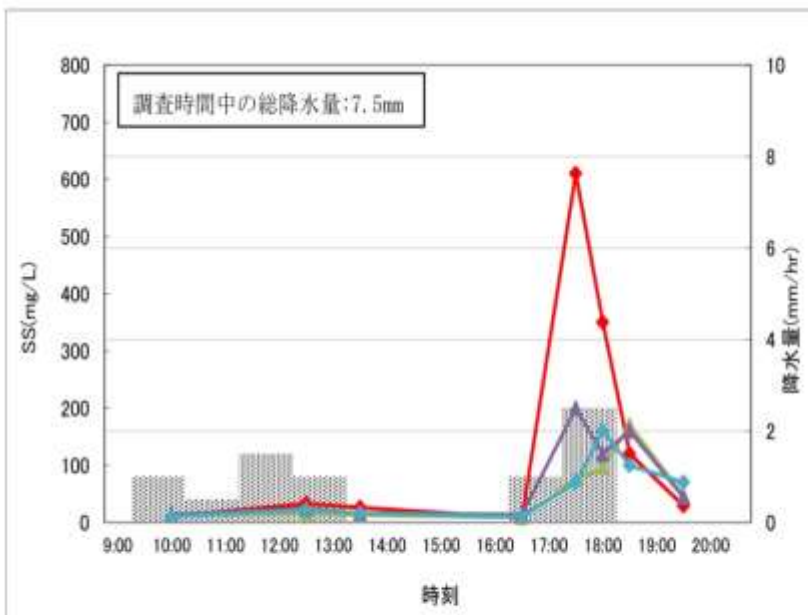


2. 環境影響評価の結果

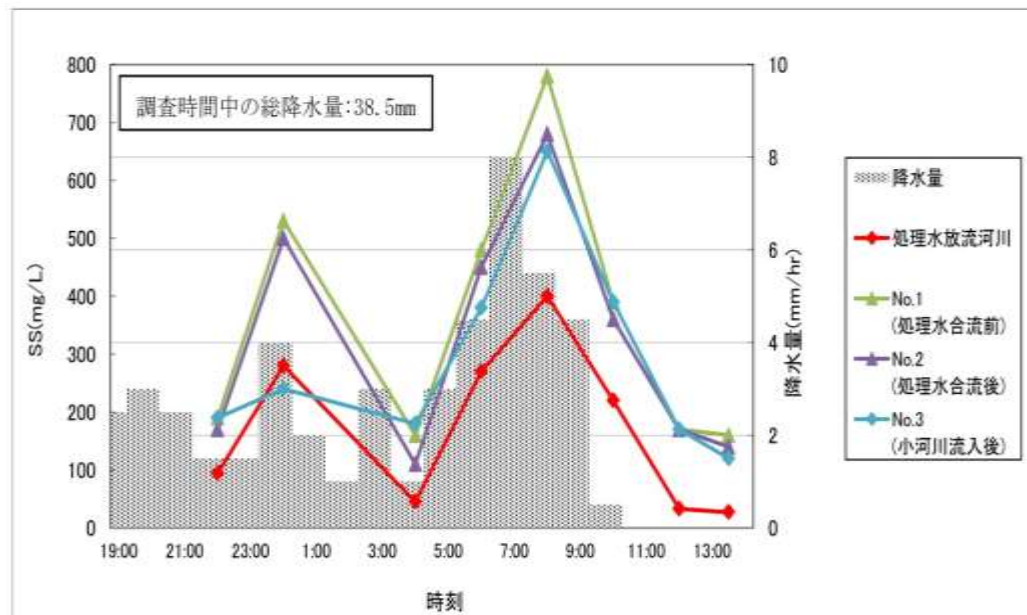
(5) 水質 降雨時の濁水

① 現況調査結果(※準備書251～252頁)

【小雨時】



【豪雨時】



区分	調査結果
小雨時の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査開始から終了までの降水量は7.5mm、時間最大雨量は2.5mm。 ・17時から18時にかけての降雨により、SSがピークとなり、処理水放流河川が最も高く、610mg/Lとなった。
豪雨時の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査開始から終了までの降水量は38.5mm、時間最大雨量は8mm。 ・7時頃の降雨により各地点ともSSがピークとなり、No.1(処理水合流前)が最も高く780mg/Lとなった。

2. 環境影響評価の結果

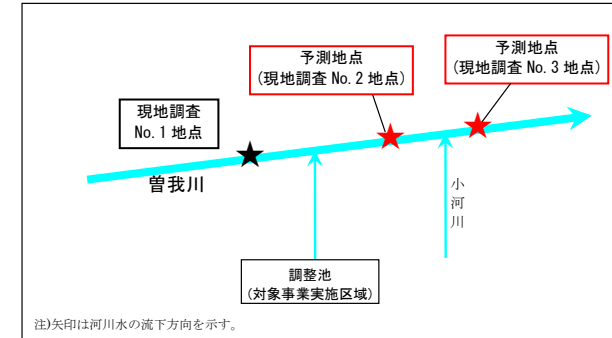
(5) 水質 降雨時における水の濁りによる影響

② 予測結果 (※準備書259頁)

地点	項目	降雨強度	調整池出口		現況水質		予測結果	
			濁水発生量	SS流出濃度	現況流量	現況水質	合流後流量	合流後濃度
			m ³ /h	mg/L	m ³ /h	mg/L	m ³ /h	mg/L
No.2	ケース1	3mm/h	256	16	972	200	1,228	162
	ケース2	30mm/h	2,561	40	4,536	680	7,097	449
	ケース3	46.5mm/h	3,969	48	4,536	680	8,505	385
No.3	ケース1	3mm/h	256	16	1,512	160	1,768	139
	ケース2	30mm/h	2,561	40	10,368	650	12,929	529
	ケース3	46.5mm/h	3,969	48	10,368	650	14,337	483

※現況水質は、ケース1は小雨時調査結果、ケース2,3は豪雨時調査結果のピーク濃度とした。

【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(5) 水質 降雨時における水の濁りによる影響

③環境保全措置（※準備書260頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
洪水調整池の設置及び維持管理	<ul style="list-style-type: none">・新規埋立地の掘削工事に先立ち、洪水調整池の工事を行い、濁水流出を防止する。・洪水調整池は、定期的に堆積物の浚渫を実施し、有効滞留容量を確保する。	<ul style="list-style-type: none">・造成工事による濁水を滞留させ、土粒子を沈降除去できる。	<ul style="list-style-type: none">・他の環境への影響はない。

④評価（※準備書260頁）

- ◇降雨時における濁りに係る基準は定められていないことから、目標は現況の濃度（現地調査結果におけるSS）とした。
- ◇洪水調整池からの濁水が流入する曾我川におけるSS予測値は、現況を下回る濃度となっている。
- ◇このため、基準又は目標との整合は図られているものと評価する。

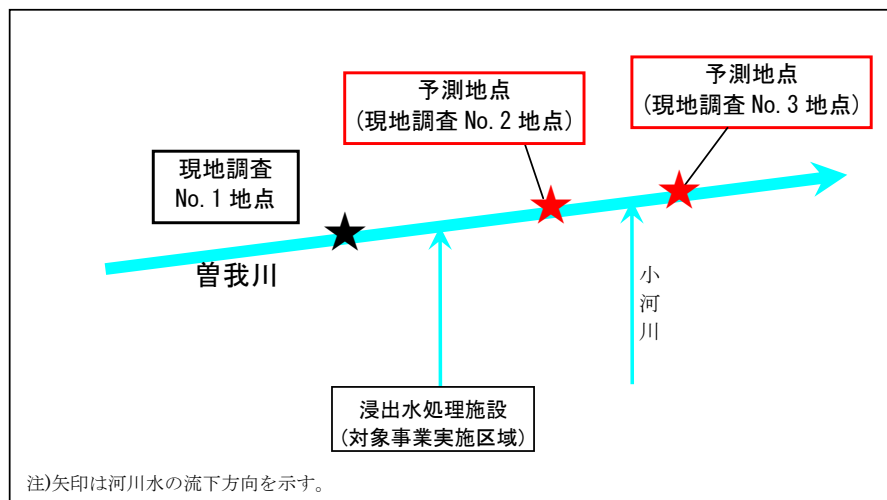
2. 環境影響評価の結果

(5) 水質 水処理施設の放流水による影響

② 予測結果 (※準備書 263頁)

項目	単位	計画 処理水質	現況水質(曾我川)		予測結果(曾我川)	
			No.2	No.3	No.2	No.3
流量	m ³ /日	450	2,419	2,765	2,869	3,215
BOD	mg/L	10	5.0	5.3	5.8	6.0
SS	mg/L	10	4.0	3.0	4.9	4.0
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	0.44	0.45	0.53	0.53

【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(5) 水質 水処理施設の放流水による影響

③環境保全措置（※準備書263頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
排水 処理対策	<ul style="list-style-type: none">・埋立区域内外からの流入水は、埋立地内に流入して浸出水量を増大させないように速やかに洪水調整池に排水する計画とする。・処理水放流水質は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく基準省令による排水基準を満足するとともに、放流先の状況や環境保全に留意して最新の技術により、高度な水準の処理を行う。・放流水質が、計画処理水質値を上回る場合は、これを下げするための対策を講じる。	<ul style="list-style-type: none">・処理水量及び水質の低減が見込まれる。	<ul style="list-style-type: none">・他の環境への影響はない。
水質の監視	<ul style="list-style-type: none">・放流水及び河川水は定期的に水質調査を実施する。・水質調査の結果は、ホームページで公表する。	<ul style="list-style-type: none">・水質を監視することによって、適切に設備を維持管理することができる。	

2. 環境影響評価の結果

(5) 水質 水処理施設の放流水による影響

④ 評価 (※準備書 264～265頁)

【処理水の水質】

項目	単位	計画処理水質	基準又は目標	基準又は目標との整合
BOD	mg/L	10	60 (排水基準)	○
SS	mg/L	10	60 (排水基準)	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1	10 (排水基準)	○

【河川における水質】

項目	単位	現況水質 (曾我川)		予測結果 (曾我川)		基準又は目標	基準又は目標 との整合
		No.2	No.3	No.2	No.3		
BOD	mg/L	5.0	5.3	5.8	6.0	現況の水質を著しく 悪化させないこと	○
SS	mg/L	4.0	3.0	4.9	4.0	50 (環境基準)	○
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.44	0.45	0.53	0.53	1 (環境基準)	○

審査部会における意見概要、事業者の見解(水質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>周辺河川の水質の現況調査において、曾我川No.1のpH春季で環境基準を超えているが、これは河川の水量が少なきや、藻類が発生するよときに測ったのか。調査したの状況について説明いただきたい。</p>	<p>曾我川No.1地点は、流量が少な幅2m程度のコンクリート三面護岸水路で、河床には砂が堆積していません。春季採水時(H26.5)の水深は数センチと浅く、流量は他の時期として最も少ない状況でした。採取には藻類はほとんどありませんが、採取地点の上流は河床に藻類多くみられました。DOが9.8mg/l(19.9℃)と過飽和になっていたら、光合成作用により河川水中の酸ガスが消費され、pHが一時的に昇したものと考えられます。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が答したものであり、部会意見はしない。</p>

2. 環境影響評価の結果 (6) 地形及び地質

① 現況調査結果(※準備書267頁)

◇既存資料調査より対象事業実施区域の周辺には、「河岸段丘及び段丘崖(吉野川)」、「音無川(瀨)」及び「金剛断層」が分布するとされている。

② 予測結果(※準備書269頁)

◇対象事業実施区域には、これらの重要な地形及び地質の分布はなく、本事業の実施に伴う重要な地形及び地質の改変はないと予測される。

③ 評価(※準備書269頁)

◇本事業の実施により、重要な地形及び地質の改変はないことから、地形及び地質への影響は回避されていると評価する。

【調査結果】



審査部会における意見概要、事業者の見解(地形及び地質)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>図4-1-9の重要な地形・地質に日本で最も有名な中央構造線が記載されていないのはおかしい。図4-1-9に中央構造線を評価書で追加していただきたい。</p> <p>p.268とp.437にも同じ図があるのでこちらも評価書で修正お願いしたい。</p>	<p>準備書 p 54の図4-1-9、 p 268、について、重要な地形・地質として評価書では中央構造線を記載します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見(案)とはしない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(7) 動物 ①現況調査結果(※準備書281～295頁)

調査項目	確認種数	重要な種
哺乳類	6目9科14種	カヤネズミ(巢)
鳥類	9目26科40種	アオバト、サンショウクイ、アオジ、イカル、クサシギ、キビタキ、オオタカ、ハヤブサ
両生類、爬虫類	両生類:1目3科6種 爬虫類:2目4科4種	トノサマガエル、ヤマカガシ
昆虫類	14目152科489種	タベサナエ、クチキコオロギ、ショウリョウバッタモドキ、クロカナブン、ゲンジボタル、ヤマトアシナガバチ
魚類	1目1科1種	-
底生動物	6綱16目47科105種	ゲンジボタル

2. 環境影響評価の結果

(7) 動物 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

② 予測結果 (※準備書 297～303頁)

対象種	影響予測	予測結果	環境保全措置の概要
カヤネズミ、 クチキコオロギ	・工事の実施による改 変等による影響	・生息場所が消失する。	<u>移植</u>
アオバト、 サンショウクイ、 アオジ、イカル、 トノサマガエル	・工事の実施による改 変等による影響	・生息場所の一部が消 失する。	<u>緑化による樹林の創出</u>
アオバト、 サンショウクイ、 アオジ、イカル	・建設機械の稼働によ る影響(騒音・振動の 発生)	・繁殖の際に鳴き声を 交わすため、騒音によ る影響を受ける可能 性がある。	<u>騒音・振動の発生抑制</u>

2. 環境影響評価の結果

(7) 動物 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

③環境保全措置（※準備書304～305頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
移植	<ul style="list-style-type: none"> ・生息を確認した場所を改変する前に、個体や朽木を改変区域外の生息環境に移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の移動を助けるため、影響の低減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の環境への影響はない。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削土仮置部、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化を行うことにより、動物への影響の低減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の環境への影響はない。
騒音・振動の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は、低騒音型建設機械の採用に努める。 ・建設機械、工事関連車両及び廃棄物運搬車両は、無駄な空ふかしやアイドリングを行わないように指導を徹底するとともに、車両が集中することが無いように、適切に運行管理を行う。また、十分に整備・点検を行うことにより、常に良好な状態で使用し、環境への負荷を軽減する。 ・建設機械の稼働時間帯は昼間の8時～17時とし、夜間の環境への負荷を軽減する。 ・浸出水処理施設の設備機器の性能の維持に努め、異常な騒音を発生することがないように適切に維持管理を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動の発生の抑制により、動物への影響の低減が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の環境への影響はない。

2. 環境影響評価の結果

(7) 動物 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

④ 評価 (※準備書305頁)

予測項目	評価結果
工事の実施による 改変等による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・生育が確認された場所が改変される重要種について移植すること、掘削土仮置部の種子吹付や、埋め立て後の植林による緑化を行うことにより、事業による動物への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減されると評価する。
建設機械の稼働による 影響(騒音・振動の発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、騒音対策型機械の使用、適切な運行・メンテナンス、使用時間の制限(8時～17時)等により、建設機械の稼働による騒音・振動の発生は実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

動物に関する部会意見	事業者
<p>事業実施区域内で確認されたカヤネズミとクチキコオロギについて、事業実施区域周辺においても生息状況を調査した上で、その状況に応じて巣や朽ち木を移植する等、必要となる環境保全措置を評価書に記載すること。</p>	<p>部会審議の内容を踏まえ、調査を実施した上で、評価書に記載する。</p>

2. 環境影響評価の結果

(8) 植物 ①現況調査結果(※準備書313～316頁)

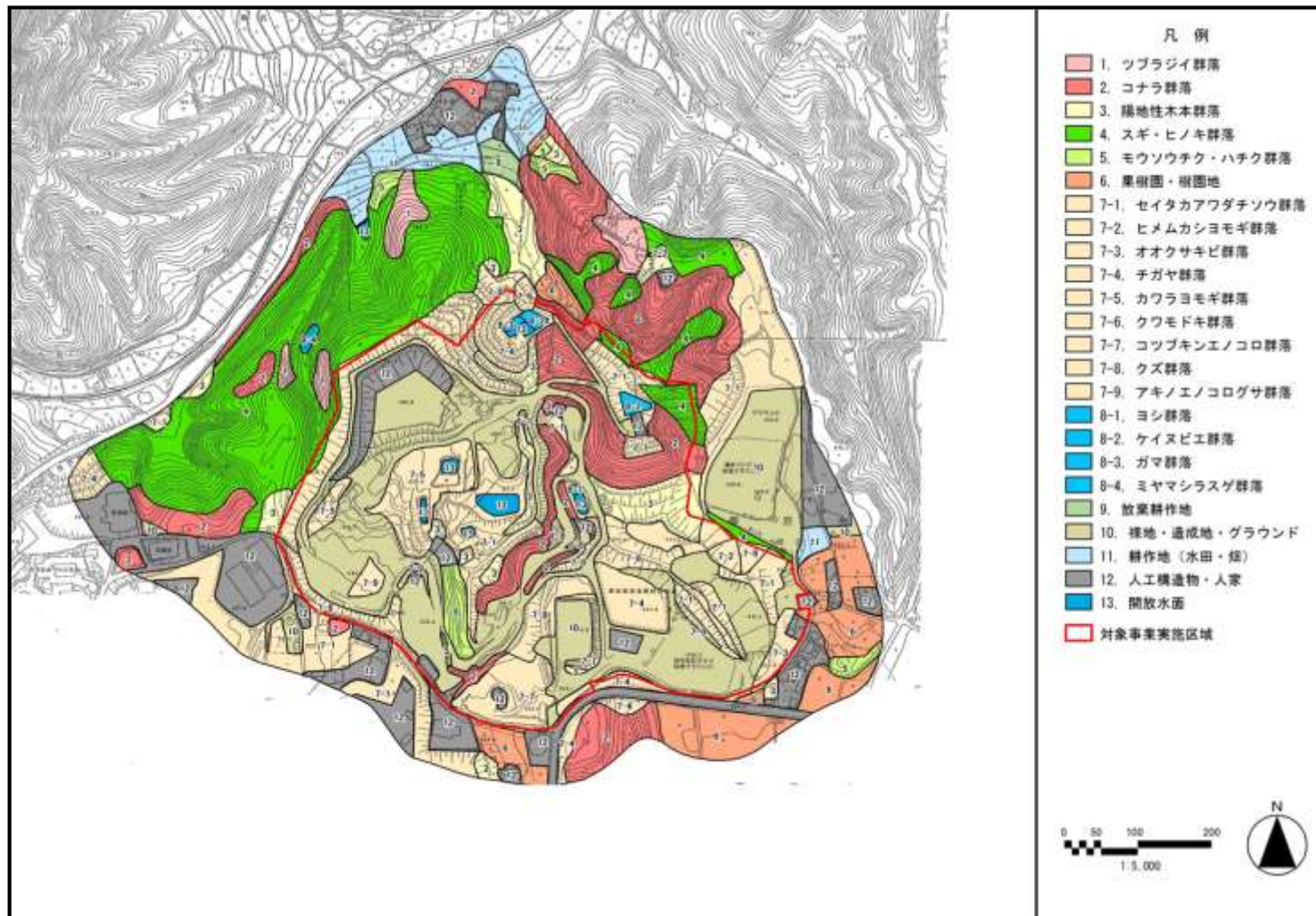
【植物相】

分類群				確認種数	重要な種
シダ植物				17科51種	タニヘゴ
種子植物	裸子植物			4科4種	-
	被子植物	双子葉植物	離弁花類	51科204種	-
			合弁花類	29科137種	カラタチバナ、オオヒキヨモギ
		単子葉植物		15科126種	ササユリ、シュンラン、コクラン
	合計				116科522種

2. 環境影響評価の結果

(8) 植物 ①現況調査結果(※準備書317～319頁)

【植生】



※重要な植物群落は確認されなかった。

2. 環境影響評価の結果

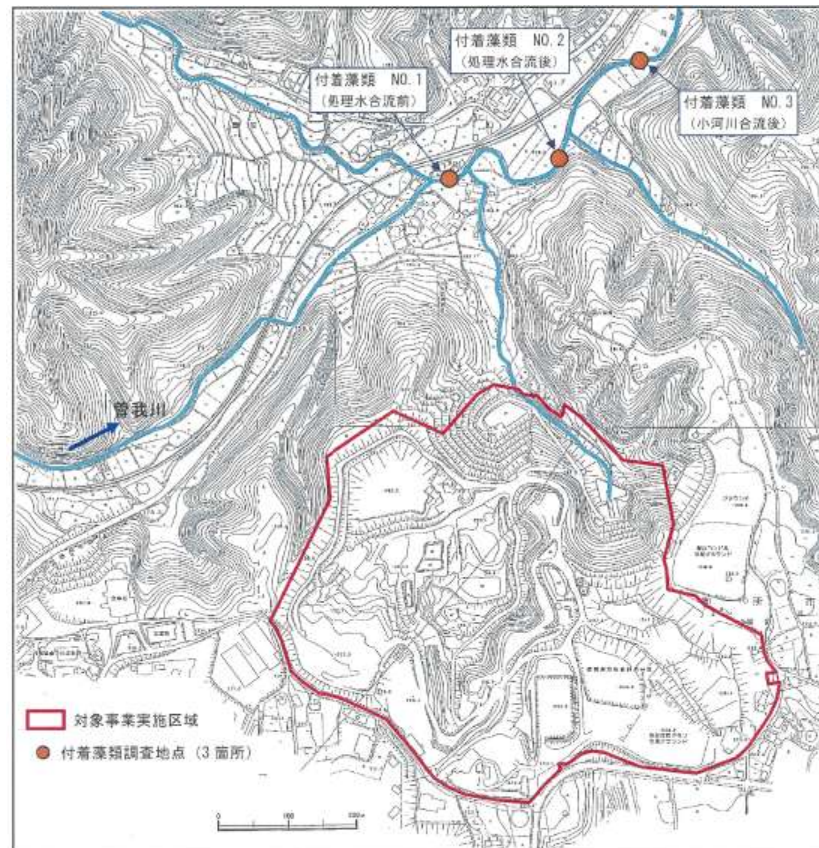
(8) 植物 ① 現況調査結果(※準備書320～321頁)

【付着藻類】

綱名	確認種数
藍藻類	3目3科3種
珪藻類	2目7科78種
緑藻類	3目3科3種
合計	8目13科84種

※重要な種は確認されなかった。

【調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(8) 植物 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

② 予測結果 (※準備書 3 2 3 ~ 3 2 6 頁)

【植物相】

対象種	影響予測	予測結果
タニヘゴ、オオヒキヨモギ、ササユリ	・工事の実施による 改変等による影響	・生息地の改変は無いため、影響は無いと予測される。
カラタチバナ		・生息地の1箇所は対象事業実施区域に隣接しているが、樹林の伐採範囲から30m程度離れているため影響はないと予測される。 ・その他の生息地についても改変はないため、影響はないと予測される。
シュンラン		・生息地は対象事業実施区域に隣接しているが、林内に生息しているため影響はないと予測される。
コクラン		・生息地の1箇所は対象事業実施区域に隣接しているが、林内に生息しているため影響はないと予測される。
タニヘゴ、カラタチバナ、オオヒキヨモギ、ササユリ、シュンラン、コクラン	・水処理施設の放流水による影響	・水辺に生息する種ではないため、影響はないと予測される。

2. 環境影響評価の結果

(8) 植物 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

③環境保全措置（※準備書327頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	<ul style="list-style-type: none">掘削土仮置き場、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。緑化には外来種と用いないものとする。	<ul style="list-style-type: none">外来種を用いない緑化を行うことにより、植物への影響の低減が見込まれる。	<ul style="list-style-type: none">他の環境への影響はない。

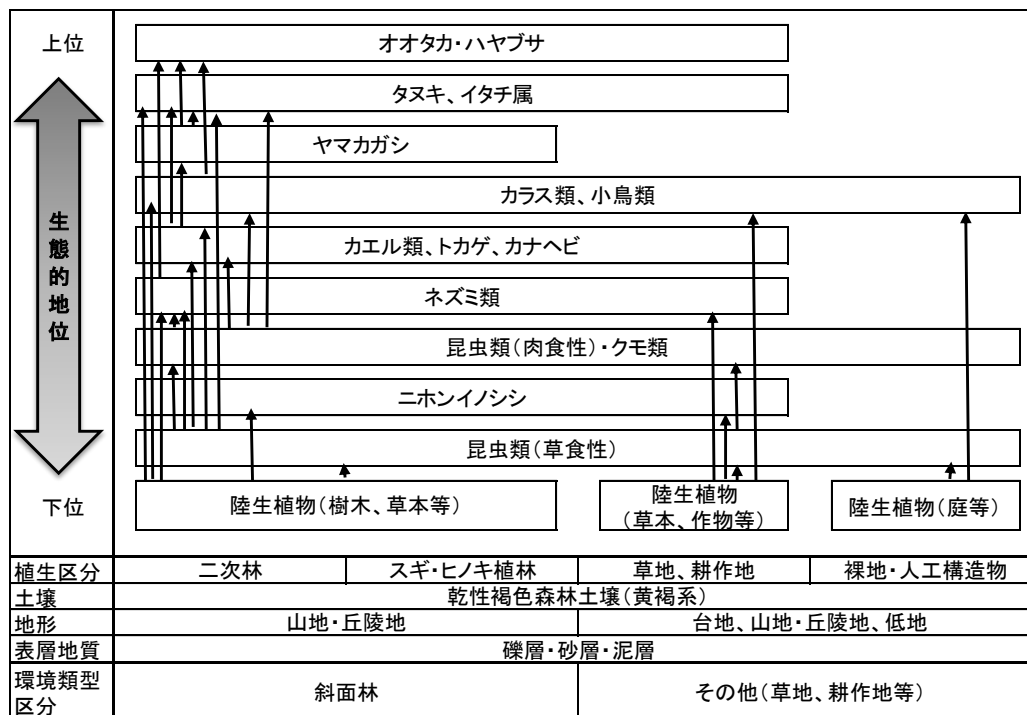
④評価（※準備書327頁）

予測項目	評価結果
工事の実施による 改変等による影響	<ul style="list-style-type: none">重要な種の生育地を改変しないこと、事業完了後は現況の緑化面積の倍以上の樹林地を育成すること、緑化には外来種を用いないことから、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価する。
水処理施設の放流水等 による影響	<ul style="list-style-type: none">処理水の放流により、重要な植物や植生が影響を受ける可能性はない。

2. 環境影響評価の結果

(9) 生態系 ① 現況調査結果(※準備書336頁)

【代表的な食物網の模式図】



【注目種等の選定結果】

選定項目	斜面林	その他(草地、耕作地等)
上位性	イタチ属	
典型性	落葉広葉樹林(高木林)、スギ・ヒノキ植林	乾生草地
	アオバト、カラス類	
特殊性	ミヤマシラスゲ群落	

2. 環境影響評価の結果

(9) 生態系 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

② 予測結果 (※準備書 342～346頁)

影響予測	対象種	予測結果	環境保全措置の概要
工事の実施による 改変等による影響	イタチ属、アオバト、 落葉広葉樹林(高木林)	・生息場所の一部が消失する。	緑化による樹林の創出
水処理施設の放流水 等による影響	イタチ属	・餌生物の減少による間 接的な影響を受ける可 能性がある。	排水処理対策

③ 環境保全措置 (※準備書 346頁)

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	・掘削土仮置き場、埋め立て完了位置については、種子吹付や植林により緑化を行う。 ・緑化には外来種と用いないものとする。	・緑化を行うことにより、生態系への影響の低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
排水処理対策	・「水処理施設の放流水による影響」に示す保全措置を実施することにより、生態系への影響を低減する。	・排水処理対策を講じることにより、生態系への影響の低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。

2. 環境影響評価の結果

(9) 生態系 最終処分場の設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

④ 評価 (※準備書346頁)

予測項目	評価結果
工事の実施による 改変等による影響	・埋め立て後の緑化により樹林化を図ることから、事業による生態系への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減されると評価する。
水処理施設の 放流水等による影響	・水処理施設の放流水による影響に示す保全措置を実施することにより、処理水の放流による影響は実行可能な範囲でできる限り回避または低減されており、生態系の保全についての配慮が適正になされていると評価する。

生態系に関する部会意見	事業者
生態系の上位性の注目種について、イタチ属を選定しているが、現況調査で在来種であると確認ができていないのであれば、注目種として選定すべきではなく、生態系の保全の観点から在来種を注目種として選定し、生態系への影響の低減を図る環境保全措置を講ずること。	部会審議の内容を踏まえ、注目種を選定し、環境保全措置を講ずる。

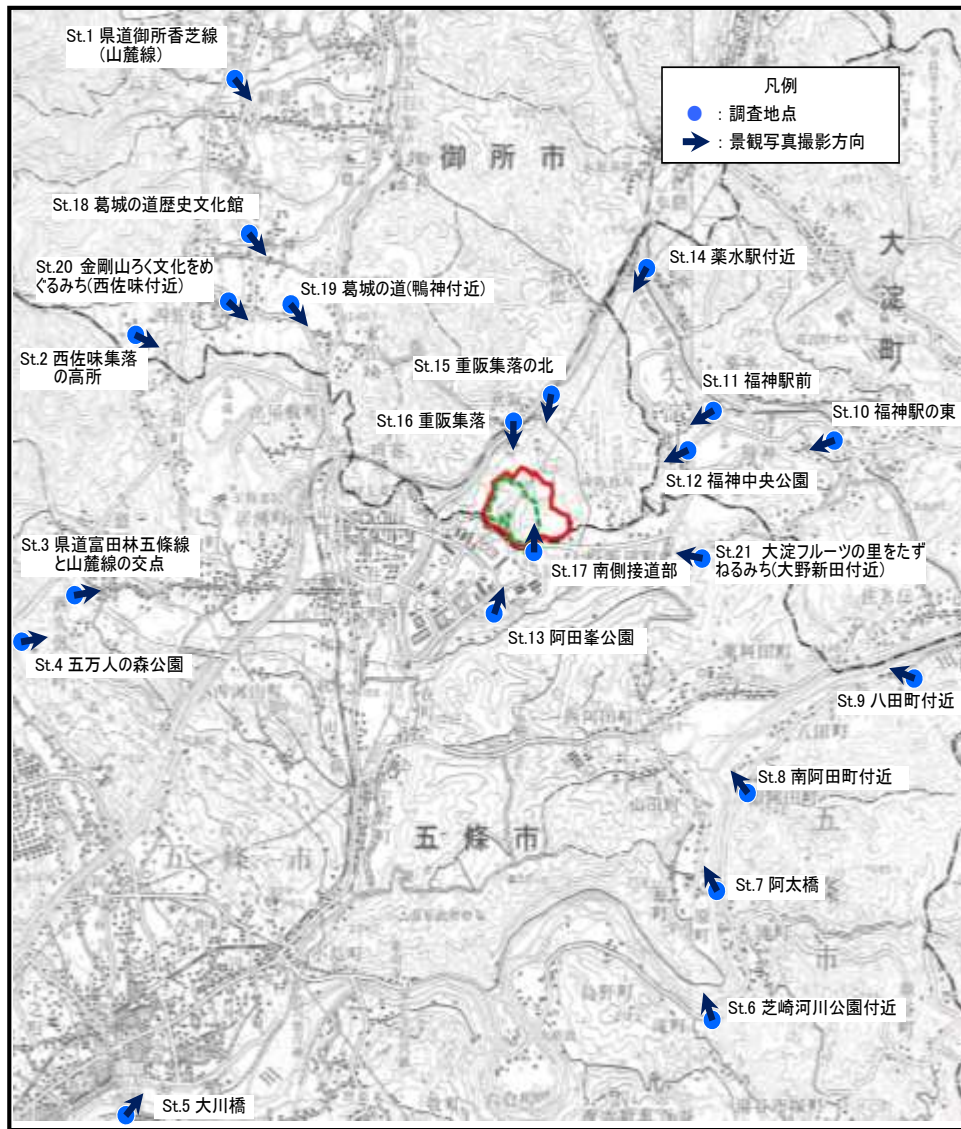
審査部会における意見概要、事業者の見解(動物・植物・生態系)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>現在、事業対象区域にナルトサワギクやシナダレメガヤなどの外来種が入っているため、緑化には在来種を使用することだが、現在の外来種が入り込んだりしないように説明いただきたい。</p>	<p>ナルトサワギクは造成裸地に生育しており、客土や緑化をしない場所のため、周辺から侵入したものと推察します。 シナダレスズメガヤは過去の埋め立て地に生育しており、緑行なった経緯はありませんが、客土に混入した種子又は周辺から入った種子により繁殖したものと推察します。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>生態系のところでイタチ属が入っているが、こち属と記載するならば、例えば「イタチ属(在来種)で記載するなどした方が、誤解がないのではないか。</p> <p>対象事業実施区域周辺にはチョウセンイタチしか在来種は存在しない。イタチ属は記載せず、新たな種として「テン・キツネ・タヌキ」などが確認されたら、それを記載してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、評価書ではイタチ属を上位種から削除し、現地調査では、テン、キツネ、タヌキが確認されています。については、テン、キツネと比べると甲虫の幼虫やミミズ等の物の採食量が多いと考えられることから、テン、キツネを上位種として選定します。</p>	<p>生態系の上位性の注目種について、イタチ属を選定している現状調査で在来種であると確認できていないのであれば、注目種として選定すべきではなく、生の保全の観点から在来種を注目種として選定し、生態系への影の低減を図る環境保全措置を講ずること。</p>
<p>準備書p.336の図7-9-5で生態的地位の上位に猛禽類のオオタカ、ハヤブサが記載されているが、p.337の表7-9-8で系の注目種には選定されていない。飛来だけの確認なので定まらなかったと思われるが、飛来しているということはそれで採餌行動も取っている可能性が高いので、これら猛禽類上位性の注目種に、評価書で追記し、事後調査の対象とするは可能か。無理な場合には理由を明記していただきたい。</p>	<p>オオタカ、ハヤブサの確認状況は、準備書p.286及び準備書別添資料「重要な種の確認位置図」p.7に記載のとおり、事業実施区域北側の鉄塔に止まり、区域外に飛び去る個体をそれぞれ1回だけ確認したものです。これらの種は、準備書p.336の図7-9-5のとおり、生態的地位の上位に位置しますが、事業実施区域が主な生息環境となっていないことが明らかであり、本事業の影響を評価するという趣旨から外れるため選定しません。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>クチキコオロギの朽ち木を移植することと、カヤネズミの巣を移植することについてその方法を分かりやすく説明して頂きたい。</p>	<p>クチキコオロギについては、生息場所となる朽ち木を区域外の落葉広葉樹林に移動することを考えています。 カヤネズミについては、ファイバースコープ等により球巣内の個体の有無を確認するための調査を複数回実施し、個体を確認できた場合は球巣及び個体を区域外のススキ草地に移動することを考えています。</p>	<p>事業実施区域内で確認されたカヤネズミとクチキコオロギについて、事業実施区域周辺においても生息状況を調査した上で、その状況に応じて巣や朽ち木を移植する等、必要となる環境保全措置を評価書に記載すること。</p>
<p>クチキコオロギとカヤネズミについて、事業実施区域周辺で確認することができれば、移植する必要はないと思われる。周辺を調査されてはどうか。</p>	<p>クチキコオロギとカヤネズミについて、事業実施区域周辺の生息状況を調査します。調査時期は夏季とし、クチキコオロギは落葉広葉樹林における個体及び鳴き声の確認調査、カヤネズミについてはススキ草地等における球巣の確認調査を行います。</p>	
<p>ナルトサワギクとシナダレスズメガヤについて、現状もあるということか。また、現状もあるならば、これからは維持されるのか。緑化計画の中で、他のものに置き換えるといった計画は持たれていないのか。説明いただきたい。</p>	<p>ナルトサワギクとシナダレスズメガヤは、現状で事業実施区域に生育しています。事業実施区域内については、改変を行い新たに種子吹付又は植樹を行うため、他の植生に置き換わることとなります。</p>	<p>委員の質問に対して、事業者が回答したものであり、部会意見(案)とはしない。</p>

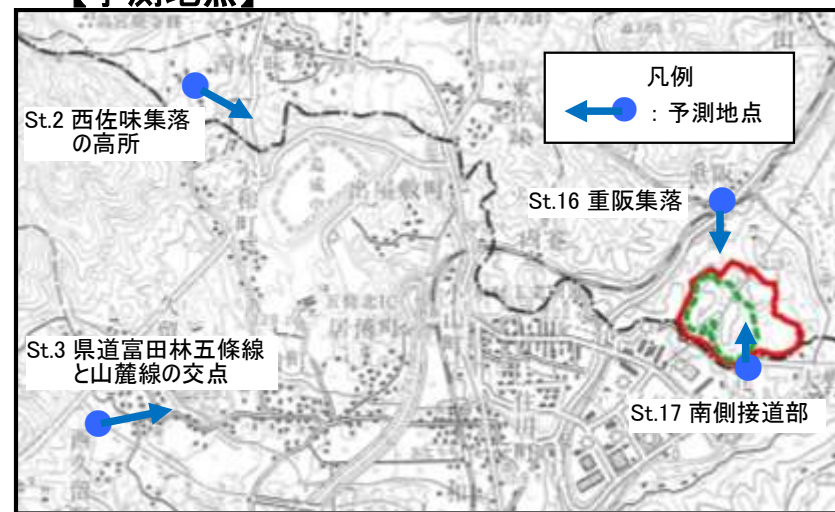
2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 ①現況調査結果(※準備書351～370頁)

【調査地点】



【予測地点】



2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 最終処分場の存在による影響

② 予測結果(※準備書371～377頁)

◇3km以上の距離があること、造成や埋立による景観の変化が徐々に進行することなどから、眺望の変化を確認することは難しいと予測される。

【景観予測結果(St.2 西佐味集落の高所)】



【現 況】



【将来】

2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 最終処分場の存在による影響

② 予測結果(※準備書371～377頁)

◇手前に工業団地の建築物、住宅等が立地していること、3km以上の距離があることなどから、眺望の変化を確認することは難しいと予測される。

【景観予測結果(St.3 県道富田林五條線と山麓線の交点)】



【現況】



【将来】

2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 最終処分場の存在による影響

② 予測結果(※準備書371～377頁)

◇樹林の間から、新規埋立地北側の盛土法面が視認されるようになるが、視認範囲はごく一部であるため、眺望の変化はほとんどないと予測する。

【景観予測結果(St.16 重阪集落)】



【現況】



【将来】

2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 最終処分場の存在による影響

② 予測結果(※準備書371～377頁)

◇将来は道路面の標高220mに対して新規埋立地は230mとなるため、10mの盛土が視認されるようになる」と予測する。

【景観予測結果(St.17 対象事業実施区域の南側接道部)】



【現 況】



【将来】

2. 環境影響評価の結果

(10) 景観 最終処分場の存在による影響

③環境保全措置（※準備書378頁）

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
緑化	<ul style="list-style-type: none">・掘削土砂の仮置きが始まった時点で土砂置場の下部法面に植樹を行う。・現在の埋立地が埋立完了した後に植樹を行う。・埋立完了後は、新規埋立地、掘削土砂仮置き場に植樹を行う。	<ul style="list-style-type: none">・景観への影響が低減される。	<ul style="list-style-type: none">・生態系への影響が考えられるため。外来種は使用しない。

④評価（※準備書378頁）

- ◇景観への影響については、各段階における緑化を行うことにより周辺の景観との調和を図る。
- ◇このため、各地点からの眺望の状況は、現況と比較して違和感がないことから、実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

2. 環境影響評価の結果

緑化計画

適用	求められる効果	植栽選定の例	備考
外周部法面の植樹 及び 埋立完了後の植樹	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住宅からの景観対策 ・防塵、防音対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節感のある里山の構成種高木種 コナラ、クヌギ、クリ、エノキ、ケヤキ、 アキニレ、エゴノキ、リョウブ等 ・常緑広葉樹高木種 ツブラジイ、アラカシ、ツクバネガシ等 	現地確認種を 選定
掘削土仮置部の 種子吹付け	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の安定化 ・景観対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・在来種草本 メドハギ、ススキ、イタドリ、チガヤ、 メヒシバ等 	在来種を使用

緑化計画に関する部会意見	事業者
<p>緑化計画について、地域の景観への影響に配慮し、掘削土仮置部の外周部・中央部、埋立地の外周部・中央部の4区分で植栽を評価書に記載すること。</p>	<p>部会審議の内容を踏まえ、緑化計画を具体的に評価書に記載する。</p>

審査部会における意見概要、事業者の見解(景観)

意見	事業者見解	部会意見(案)
<p>天神山富之里環境保全地区の区域に誤りがあるので修正をお願いします。</p>	<p>天神山富之里環境保全地区の区域については、「奈良県自然公園等区域図(1/150,000)」を拡大して作成しています。景観・自然環境課より提示いただいた詳細図をもとに評価書で修正いたします。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており、部会意見(案)とはしない。</p>
<p>緑化計画の中で、ススキとかイタドリを一緒に播種すると記載しているが、間違いなくススキが一人勝ちしてしまう。ある程度どういう群落にしたいかを想定して緑化計画を記載してほしい。緑化計画のコンセプトをお聞きしたい。</p>	<p>一時的な緑化を行う掘削土仮置部については在来種の種子吹付を行います。周辺への防音、防塵対策が必要となる掘削土仮置部外周部及び埋立地外周部については常緑広葉樹を植栽し、生物多様性の向上が必要な掘削土仮置部中央部及び埋立地中央部については落葉広葉樹を植栽します。</p>	<p>緑化計画について、地域の景観への影響に配慮し、掘削土仮置部の外周部・中央部、埋立地の外周部・中央部の4区分で植栽を評価書に記載すること。</p>
<p>掘削土仮置部の種子吹付について、遺伝的に類似した種を使用してほしいので、「種子吹付」という言葉の前に、例えば「地域資源の」といった文言を評価書で追記することは可能か。</p>	<p>「緑化に使用する植物は、生態系に配慮し、可能な限り地域の圃場で生産または育苗した種子や苗木(地域性種苗)を使用する。」と評価書で記載します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見(案)とはしない。</p>
<p>掘削土仮置部で行う種子吹付について、土を留めることを目的とした種が記載されているが、景観にも意識した計画を評価書で記載していただきたい。</p>	<p>「覆土として利用するまでの期間が長期間となるため、土砂の安定化と緑の景観の確保を目的として、種子吹付により緑化を行う。」と評価書で記載します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており部会意見(案)とはしない。</p>
<p>評価のところで、「現況と比較して違和感がない」という表現は主観的なので違和感がある。 中遠景では眺望として見えないこと、近景では緑化で周辺景観に馴染ませていること、という2点から景観的影響が低減されているというようなシンプルな評価でいいと思われる。</p>	<p>中遠景からはほとんど見えないこと、近景では緑化により周辺景観との調和を図っていること、という表現に評価書では修正します。</p>	<p>事業者は、委員の意見のとおり、評価書で修正するとしており、部会意見(案)とはしない。</p>

2. 環境影響評価の結果

(11) 人と自然とのふれあいの活動の場

① 現況調査結果（※準備書381頁）

名称 (近畿自然歩道)	調査結果
大淀フルーツの里をたずねるみち	本ルートは全て舗装路となっており、所々に案内の道標が設置されているが、休憩施設や展望台等の施設はない。休日には梨園を利用する観光客の姿は見られるが、ウォーキングやハイキングを楽しむ人の姿は見られなかった。
金剛山ろく文化をめぐるみち	本ルートの一部は金剛山への登山道となっている。近畿自然歩道の道標は一部に設置されているが、曲がり角に設置されていないため、ルートを見つけることは困難である。平日、休日ともにウォーキングやハイキングを楽しむ人の姿は見られなかった。ルートの途中は藪に覆われて途切れており、利用者はほとんどないと思われる。
葛城古道をあるくみち	本ルートの途中には高鴨神社(本殿が国指定重要文化財)と葛城の道歴史文化会館がある。葛城の道歴史文化館は、情報提供や休憩の場、地域の環境保全の活動の拠点を担う施設として昭和61年に(財)日本ナショナルトラストの第1号のヘリテイジセンターとして建設された。管理運営は地元住民のボランティアによって行われている。館内では蕎麦店が営業しており、休日は多くの人で賑わい、高鴨神社の参拝者も多い。葛城の道の沿道には、解説板や道標が設置されているが、平日、休日ともにウォーキングやハイキングを楽しむ人の姿は見られなかった。

【調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(11) 人と自然とのふれあいの活動の場

最終処分場設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

② 予測結果 (※準備書387～388頁)

予測対象	近畿自然歩道 (大淀フルーツの里をたずねるみち)	近畿自然歩道 (金剛山ろく文化をめぐるみち)	近畿自然歩道 (葛城古道をあるくみち)
対象事業実施区域 までの距離	約800m	約1.7km	約1.7km
活動内容や 利用状況	・ウォーキングやハイキングに利用されていると考えられるが、平日と休日に現地調査した結果、利用者を確認することはできなかった。		
快適性の変化	・大気質、騒音、悪臭、景観の予測結果より、触れ合い活動の快適性の変化はほとんどないと予測される。		
大気質	・建設機械の稼働による排出ガス及び粉じん等の大気汚染物質は、対象事業実施区域の周辺住宅で基準又は目標を下回る。 ・近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m～1.7km離れていることから大気汚染物質による快適性への影響はない。		
騒音	・建設機械の稼働による騒音は、対象事業実施区域の周辺住宅で基準又は目標を下回る。 ・近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m～1.7km離れていることから騒音による快適性への影響はない。		
悪臭	・現処分場の敷地境界及び周辺住宅等で現地調査した結果、特定悪臭物質(22物質)及び臭気指数(臭気濃度)は全て規制基準を下回っている。 ・拡張後に受け入れる廃棄物の品目は現在の処分場と同じであることから、特定悪臭物質(22物質)及び臭気指数(臭気濃度)は現地調査結果と同程度になると予測され、近畿自然歩道は、対象事業実施区域から約800m～1.7km離れていることから悪臭による快適性への影響はない。		
景観	・周辺の樹林に遮られて対象事業実施区域を視認できない。	・対象事業実施区域を眺望できる地点はあるが、距離がはなれており、眺望の変化はほとんどない。	・葛城古道(葛城のみち)の方向からは、巨勢山景観保全地区の丘陵地に遮られて、対象事業区域を視認できない。
利用性の変化 (交通アクセス)	・工事関連車両、廃棄物運搬車両の走行ルートと、近畿自然歩道のルートが重複する区間は無い。この他に近畿自然歩道のアクセスに影響を及ぼす行為は想定されないことから、利用性の変化はないと予測される。		

2. 環境影響評価の結果

(11) 人と自然とのふれあいの活動の場

最終処分場設置の工事、存在及び廃棄物の埋立てによる影響

③環境保全措置（※準備書388頁）

◇大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

④評価（※準備書388頁）

◇人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、大気質、騒音、悪臭、景観に係る環境保全措置を実施することから、実行可能な範囲内で回避又は低減されているものと評価する。

2. 環境影響評価の結果

(12) 文化遺産

① 現況調査結果 (※準備書390～395頁)

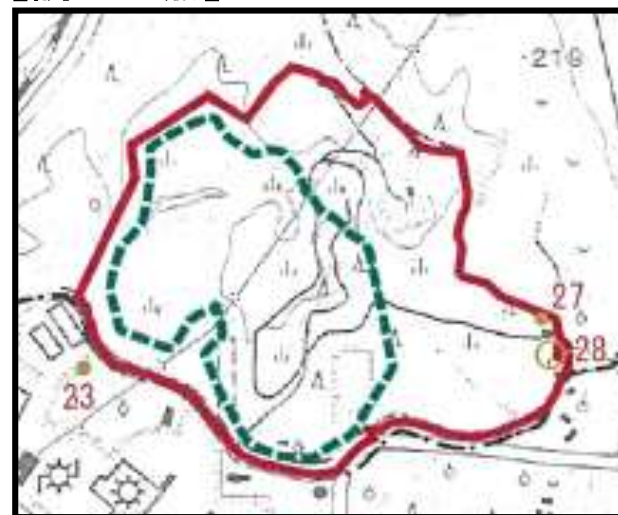
【既存資料】

No.	所在地	種類区分	時代区分	遺跡概要	遺物
27	御所市重阪	遺物出土地	—	—	中国(唐～元代)銭貨
28	御所市重阪	墓・墓地	弥生	壺棺?	弥生

※対象事業実施区域の東側敷地境界付近に、2箇所 (No.27、No.28)の埋蔵文化財包蔵地等が存在。

※対象事業実施区域外の調査結果は準備書394頁に記載。

【調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(12) 文化遺産 最終処分場の存在による影響

② 予測結果 (※準備書396頁)

◇埋蔵文化財包蔵地については、対象事業実施区域の東側敷地境界付近で「遺物出土地」(No.27)と「墓・墓地」(No.28)の存在が確認されていることから、事業の実施による影響が予測される。

③ 環境保全措置 (※準備書396頁)

◇2箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法第93条第1項に基づく奈良県教育長あての発掘届を御所市教育委員会に提出し、その取扱いについては御所市教育委員会と協議を行い、適切な保全措置を講じる。

◇また、御所市教育委員会との協議結果や調査結果、環境保全措置の内容については奈良県及び関係市町村に報告する。

④ 評価 (※準備書397頁)

◇文化財保護法に基づく手続きの流れに従って、必要な環境保全措置を講じることから、文化遺産への影響は実行可能な範囲内で回避又は低減されるものと評価する。

2. 環境影響評価の結果

(13) 廃棄物等 ①現況調査結果 (※準備書402頁)

【樹木現存量】

調査地点	植物群落名	地上部現存量(t/ha)			地下部現存量(t/ha)	樹木現存量(t/ha)
		幹・枝	葉	合計		
No.1	落葉広葉樹林(高木林) 密生林	107.8	3.1	110.9	24.4	135.3
No.2	落葉広葉樹林(高木林) 疎生林	72.7	3.1	75.8	16.7	92.5
No.3	竹林	ハチク	80.3		80.3	198.4
		ハチク以外	50.3	3.1	53.4	
No.4	落葉広葉樹林(低木林)	6.3	3.1	9.4	2.1	11.5
N0.5	スギ・ヒノキ植林	60.6	19.6	80.2	21.7	101.9

【調査地点】



2. 環境影響評価の結果

(13) 廃棄物等 建設工事に伴う副産物

② 予測結果 (※準備書408～409頁)

- ◇残土: 仮置きした土砂は廃棄物埋め立ての途中で覆土や抑え盛土の材料として、場内で使用する計画であるため、場外搬出はない。このため、建設副産物としての残土は発生しない。
- ◇伐採樹木: 発生量は、199.2tと予測される。
- ◇建設廃棄物: 発生量は、64.0tと予測される。

③ 環境保全措置 (※準備書409頁)

項目	環境保全措置の内容	環境保全措置の効果	他の環境への影響
廃棄物発生量の削減	・建設工事に発生する発生土は、廃棄物埋め立ての途中で覆土や抑え盛土の材料として利用する。	・廃棄物発生量の低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。
廃棄物の適正処理	・伐採樹木及び建設廃棄物は現在の埋立地で適正に処理する。	・廃棄物が適正に処理されることにより、環境への影響の回避・低減が見込まれる。	・他の環境への影響はない。

④ 評価 (※準備書409頁)

- ◇残土: 廃棄物の埋立て途中で覆土や抑え盛土の材料として使用し、場外搬出は行わない計画である。
- ◇伐採樹木及び建設廃棄物: 現在の埋立地で処理する計画である。
- ◇廃棄物発生量の削減及び廃棄物の適正処理により、建設工事に伴う副産物による影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価する。

3. 事後調査 事後調査の内容

環境要素	事後調査の項目	事後調査内容
騒音	建設機械騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が最も近くなる東側の掘削土仮置部施工時に、東側敷地境界及び住宅位置で騒音レベルの調査を実施する。 ・調査回数は1回。 ・調査の結果、基準を超過した場合は、追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
騒音	道路交通騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両及び廃棄物運搬車両が最も多くなる時期に、搬入道路沿道で騒音レベルの調査を実施する。 ・調査回数は1回。 ・調査の結果、基準を超過した場合は、追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
振動	建設機械振動	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅が最も近くなる東側の掘削土仮置部施工時に、東側敷地境界及び住宅位置で振動レベルの調査を実施する。 ・調査回数は1回。 ・調査の結果、基準を超過した場合は、追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
悪臭	埋立作業時の悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・新規埋立地の廃棄物埋立開始後に、周辺3地点で臭気指数の調査を実施する。 ・調査回数は1回/年(夏季)。 ・調査の結果、基準を超過した場合は、追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。
水質	河川の水質	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設稼働後に、周辺3地点及び曾我川上流地点で環境基準項目及びダイオキシン類の調査を実施する。 ・調査回数は周辺河川は1回/3年、曾我川上流地点は1回。 ・調査の結果、基準を超過した場合は、追加措置を含め、環境保全措置を再検討する。